

第5条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(解任)

第6条 教育委員会は、委員たるにふさわしくない非行があったときその他特別の理由がある場合は、任期中であっても、委員を解任することができる。

(会長及び副会長)

第7条 協議会に会長及び副会長1人を置き、委員が互選する。ただし、当該指定学校の校長は、会長となることができない。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

第8条 協議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(協議会の承認を得なければならない事項)

第9条 法第47条の5第3項に規定する教育委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 学校の運営計画に関する事項

(2) 学校の組織編成に関する事項

(3) 学校の予算の編成及び執行に関する事項

(4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項

(意見の聴取)

第10条 協議会は、法第47条の5第4項又は第5項の規定により教育委員会に対し意見を述べようとするときは、あらかじめ、当該指定学校の校長の意見を聞くものとする。

(指定学校の運営状況に関する評価等)

第11条 協議会は、当該指定学校の教育活動その他の学校運営の状況について、少なくとも毎年度1回、評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 協議会は、地域住民及び保護者に対して、積極的に自らの活動状況に関する情報提供を行うものとする。

(指導及び助言)

第12条 教育委員会は、協議会の運営状況に関して的確な把握を行い、必要な指導及び助言をするものとする。

2 教育委員会及び指定学校の校長は、協議会が適切な活動を行うことができるよう情報提供に努めるものとする。

(指定の取消し)

第13条 教育委員会は、協議会が次の各号のいずれかに該当すると認めるとときは、当該指定学校の指定を取り消すものとする。

(1) 協議会としての活動の実態がないとき。

(2) 協議会としての合意形成が行えないとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、協議会の運営が著しく適正を欠くことにより、当該指定学校の運営に現に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあるとき。

(補則)

第14条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

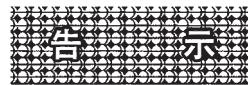
(長野県教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の組織に関する規則の一部改正)

2 長野県教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の組織に関する規則(昭和53年長野県教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

別表第6の1の長野県教科用図書選定審議会の項の前に次のように加える。

学校運営 協議会	法第47条の5の規定による指定学校の基本的な方針の承認並びに指定学校の運営及び職員の任用に関する事項についての教育委員会又は校長への意見の具申に関すること。	高校教育課
-------------	--	-------

高校教育課



長野県告示第67号

土地収用法(昭和26年法律第219号。以下「法」という。)第20条の規定により、次のとおり事業の認定をしました。

平成28年2月12日

長野県知事 阿部 守一

1 起業者の名称

千曲市

2 事業の種類

千曲市新庁舎及び新更埴体育館建設事業

3 起業地

(1) 収用の部分

長野県千曲市杭瀬下一丁目及び杭瀬下二丁目地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由

(1) 法第20条第1号要件(収用適格事業)

千曲市新庁舎及び新更埴体育館建設事業(以下「本件事業」という。)は、法第3条第31号に掲げる地方公共団体が設置する庁舎に関する事業及び法第3条第32号に掲げる地方公共団体が設置する公共の用に供する施設に関する事業に該当することから、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第20条第2号要件(起業者の意思と能力)

起業者である千曲市は、本件事業の遂行について必要な財源措置を講じており、本件事業を遂行するための充分な意思と能力を有していると認められることから、本件事業は法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第20条第3号要件(事業計画の公益性)

ア 本件事業の施行により得られる利益

現在、千曲市は、更埴庁舎、戸倉庁舎及び上山田庁舎の分庁舎方式で行政運営を行っているが、来庁者の用件が各部署にわたる場合、庁舎間を移動する必要があり、来庁者の利便

性及び事務効率の低下を招いている。

また、現在の3庁舎は、全体的に老朽化が進んでおり、更埴庁舎の本館及び北庁舎並びに戸倉庁舎においては、防災拠点として求められる耐震基準を満たしておらず、防災拠点の中核としての役割を十分に果たせていない。さらには、エレベーターや多目的トイレ等が設置されていない建物もあるほか、電気、給排水等の設備機器の老朽化によるエネルギー効率の悪化が経済的負担の増加を招いている。

一方、更埴体育館は地域のスポーツ活動の拠点として、平成25年度の利用稼働率が95.44%、利用者数は延べ65,704人に上るなど幅広い年代の多くの市民から親しまれており、青少年の健全育成や市民の健康増進を図る重要な役割を担っている。しかし、建築後42年が経過し、建物本体や設備機器の大規模な改修時期を迎えており、天候により大量の雨漏りが発生する場合には競技ができず、利用に大きな支障をきたしている。また、現在の建築基準法（昭和25年法律第201号）で定める耐震基準も満たしておらず、災害時の緊急避難場所として安全面で不安がある。

本事業は、上記のような理由から、現更埴体育館等の敷地の隣接地を買収し、適正な規模の用地を確保して新庁舎及び新更埴体育館を建設するものである。

本事業の施行により、以下の効果が得られる。

(7) 新庁舎の建設について

- a 分庁舎方式が解消されることに加え、エレベーター等が設置されることにより、来庁者の利便性が向上するとともに、事務の効率化が期待される。
- b 庁舎の耐震性が向上し、被災者救助や災害復旧など災害発生時の防災拠点としての機能向上が図られ、市民の安心・安全の確保につながる。
- c 市民活動の拠点となる交流スペースが設置されることにより、市民参画の拠点が確保され、市民と行政が協働して行う各種事業の推進が図られる。

(4) 新更埴体育館の建設について

- a 設備改善により、利用者が安心・安全に利用できるようになり、市民交流を深めるスポーツ・健康増進の拠点としての機能が高まる。
- b 耐震性に対する不安が解消され、災害時における緊急避難施設や災害用物資輸送拠点としての機能向上が図られる。

また、防災拠点の中核となる新庁舎と、緊急避難施設や災害用物資輸送拠点となる新更埴体育館を一体的に整備することにより、より的確で迅速な災害発生時の救助や復旧に向けた対応が可能となる。

以上のことから、本事業の施行により得られる利益は、

相当程度存すると認められる。

イ 本件事業の施行により失われる利益

本件事業に係る起業地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）により保護のため特別の措置を講すべき文化財及び動植物は見受けられない。

また、建設する建物は、建物の周囲に配置する緑地スペースにより、周辺環境との調和が図られている。

以上のことから、本件事業の施行により失われる利益は、軽微であると認められる。

ウ 事業計画の合理性

本件事業の起業地については、来庁者の利便性等、社会的、技術的及び経済的観点から選定された2つの候補地を総合的に比較検討した結果、最も合理的であると認められる。

エ 比較衡量

以上のことから、本件事業の施行により得られる利益と、本件事業の施行により失われる利益とを比較衡量した結果、前者が優越すると認められるため、本件事業は法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号要件（土地を収用する公益上の必要性）

ア 本件事業を早期に施行する必要性

(3)のアのとおり、分庁舎方式による市民サービス機能の低下及び防災拠点機能の不安を抱えた現庁舎と、高い利用稼働率で、スポーツを通じた市民の重要なコミュニケーションの場でありながら、雨漏り等により施設利用に支障をきたしている現在の更埴体育館は、共に抜本的な課題解消への対応が求められていることから、本事業は早期に施行されるべき事業と認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地及び収用地の範囲は、本事業のために必要な面積に限定されており、適正かつ合理的な規模であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本事業の用に恒久的に供されるものであることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

ウ 収用する公益上の必要性

以上を考慮すれば、本事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められることから、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

千曲市役所更埴庁舎新庁舎建設室

地域振興課

長野県告示第68号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の指定自立支援医療機関の指定を次のとおり行いました。

平成28年2月12日

長野県知事 阿部 守一

育成医療及び更生医療

医療機関の名称	所 在 地	指定した年月日
なつめ薬局	北安曇郡池田町池田2537-40	平成28年2月1日
クローバー薬局	諏訪市中洲5680-1	平成28年2月1日
てる薬局 蟻ヶ崎店	松本市蟻ヶ崎4丁目1番27号	平成28年2月1日
ふたば玉川薬局	茅野市玉川4496-1	平成28年2月1日
あい波田薬局	松本市波田9818-5	平成28年2月1日

障がい者支援課

長野県告示第69号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新しました。

平成28年2月12日

長野県知事 阿部 守一

育成医療及び更生医療

医療機関の名称	所 在 地	指定更新年月日
ミナミ一本木薬局	中野市一本木159-2	平成28年2月1日
薬局 マツモトキヨシ中野吉田店	中野市大字吉田1049-1	平成28年2月1日
宮坂クリニック諏訪	諏訪市豊田船戸3101-24	平成28年2月1日
医療法人隆誠会あおばクリニック	伊那市境1374番地	平成28年2月1日
信州大学医学部附属病院（肝移植）	松本市旭3丁目1番1号	平成28年2月1日
清水歯科医院	松本市寿豊丘1180-7	平成28年2月1日
ニチイケアセンター上田緑が丘訪問看護ステーション	上田市緑が丘三丁目21番12号	平成28年2月1日

障がい者支援課

長野県告示第70号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関から当該指定に係る医療機関の名称及び所在地の変更があった旨の届出がありました。

平成28年2月12日

長野県知事 阿部 守一

育成医療及び更生医療

変更前の医療機関の名称及び所在地	変更後の医療機関の名称及び所在地	変更した年月日
須坂あすなろ薬局 須坂市北原町559-54	須坂あすなろ薬局 須坂市北原町556-3	平成27年12月20日
ニチイケアセンターこさと訪問看護ステーション 上田市上野60-7	ニチイケアセンター上田緑が丘訪問看護ステーション 上田市緑が丘三丁目21番12号	平成27年3月1日

障がい者支援課

長野県告示第71号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定の辞退がありました。

平成28年2月12日

長野県知事 阿部守一

育成医療及び更生医療

医療機関の名称	所 在 地	辞退予告期間終了年月日
千曲薬研株式会社みのわや薬局	東御市県136-3	平成27年11月30日
株式会社おの薬局	松本市庄内三丁目6番1号	平成27年11月1日

障がい者支援課

長野県告示第72号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成28年2月12日

長野県知事 阿部守一

1 保安林予定森林の所在場所

上伊那郡中川村大草2882の17・2882の18（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び中川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第73号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林に指定します。

平成28年2月12日

長野県知事 阿部守一

1 保安林予定森林の所在場所

東御市本海野字岩下180の1、181、182、189の1、199の1、205、206、字北屋敷928の1、928の2

2 指定の目的

落石の危険の防止

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

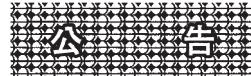
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び東御市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

**公告**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成28年2月12日

長野県知事 阿部守一

1 申請のあった年月日

平成28年2月3日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人地域創生研究所あつまれむらびと

3 代表者の氏名

渡邊 孝

4 主たる事務所の所在地

下高井郡木島平村大字穂高3108番地2

5 定款に記載された目的

この法人は、地域社会において、地域の課題についての調査、実践的な解決策の研究、提案・助言などに関する事業を行い、地域社会の活性化及び持続可能な地域社会の構築に寄与することを目的とする。